

ID: 138

担当部署: 教育委員会 生涯学習課 文化振興係

処分の概要	使用料等の後納承認		
例規名 根拠条項	名寄市民文化センター条例 第7条第1項ただし書		
例規番号	平成18年条例第107号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料等)  第7条 利用者は、別表第1に定める使用料並びに冷房料及び暖房料(使用料並びに冷房料及び暖房料の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を前納しなければならない。ただし、教育委員会が後納を認めたときは、この限りでない。  2 附属設備及び備付物件の使用料は、別表第2に定める額の範囲において規則で定める。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日